

(仮称) 中野区受動喫煙防止対策条例案に盛り込むべき事項

1 目的

この条例は、健康増進法の規定に基づき、受動喫煙による区民の健康への影響を未然に防止するための区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、公共の場所における喫煙の禁止等その他受動喫煙を防止するための措置について定めることにより、区民の健康の増進等を図ることを目的とする。

(説明)

- 区、区民、事業者がそれぞれの責務を果たすことにより、受動喫煙防止措置がより効果的なものとなり、区民の健康増進につながっていくものと考えます。

2 定義

この条例における用語の意義は以下のとおりとする。

- ① 喫煙とは、健康増進法に規定する喫煙をいう。
- ② 受動喫煙とは、健康増進法に規定する受動喫煙をいう。
- ③ 区民とは、区内に居住し、在勤し、又は在学する者その他区内に滞在し、又は区内を通過している者をいう。
- ④ 事業者とは、区内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- ⑤ 公共の場所とは、道路、公園その他区が設置し、又は管理する施設の敷地（区が指定した喫煙場所を除く。）をいう。
- ⑥ 喫煙場所とは、区内において区民が喫煙をすることができ、又はたばこの吸い殻を捨てることのできる場所として区長又は事業者が管理する場所（特定屋外喫煙場所を除く。）をいう。

(説明)

- 「喫煙」「受動喫煙」は健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）と同様の定義です。

3 区の責務

区は、受動喫煙が生じないように、受動喫煙防止措置を総合的に推進するとともに、受動喫煙防止措置の効果的な推進のため、区民、事業者及び関係機関等と連携を図るものとする。

(説明)

- 区は受動喫煙防止に向けた必要な措置を総合的に推進することが求められます。
- また、区は、この条例内容の理解促進のため、率先して情報提供を行うとともに、区民や事業者の取り組みへの支援や、関係機関を含め、連携のための調整を行います。

4 区民の責務

- ① 区民は、受動喫煙による健康への影響等について理解を深めるとともに、受動喫煙を生じさせることがないように努める。
- ② 区民は、区が推進する受動喫煙防止措置に協力するよう努める。

(説明)

- 区民は、受動喫煙を防止していくために、受動喫煙が人の健康に及ぼす影響等について理解を深め、受動喫煙を生じさせないことが求められます。
- また、区が推進する受動喫煙防止措置に協力いただくことが重要だと考えます。

5 事業者の責務

- ① 事業者は、受動喫煙による健康への影響等について理解を深めるとともに、事業活動を行うに当たって受動喫煙を生じさせることがないように、受動喫煙の防止に必要な環境の整備に取り組むよう努める。
- ② 事業者は、区が推進する受動喫煙防止措置に協力するよう努める。

(説明)

- 事業者は、受動喫煙を防止していくために、受動喫煙が人の健康に及ぼす影響等について理解を深め、事業活動を行うに当たって、受動喫煙防止に必要な環境の整備に取り組むことが求められます。
- また、区が推進する受動喫煙防止措置に協力いただくことが重要だと考えます。

6 公共の場所における喫煙の禁止等

- ① 区民は、公共の場所において喫煙をしてはならない。
- ② 区民は、禁煙場所以外の場所において喫煙をする際、公共の場所にいる区民に受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮する。
- ③ 区民は、禁煙場所以外の場所において喫煙をする際、居室内で喫煙することにより当該居室内にいる20歳未満の者、妊婦その他の受動喫煙による健康への影響について特に配慮が必要な区民（以下「要配慮者」という。）に受動喫煙を生じさせるおそれがあるときその他公共の場所以外の場所にいる要配慮者に受動喫煙を生じさせるおそれがあるときは、当該要配慮者に受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮する。
- ④ 区民は、禁煙場所以外の場所において喫煙をする際、点火されたたばこにより子どもの身体等に危害を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮する。

（説明）

- 受動喫煙を防止していくために、公共の場所における喫煙を制限していくことが必要だと考えます。公共の場所は、道路、公園その他区が設置し、又は管理する施設の敷地（区が指定した喫煙場所を除く。）をいいます。
- 喫煙禁止場所以外の場所においても喫煙する際は、周囲の状況に配慮することが必要だと考えます。公共の場所にいる区民に受動喫煙を生じさせないことへの配慮、要配慮者（20歳未満の者、妊婦等の受動喫煙による特に配慮が必要な区民）へは公共の場所以外の場所にいる場合であっても受動喫煙を生じさせないことへの配慮、点火されたたばこによる子ども等への危害を生じさないことへの配慮をそれぞれ規定しています。

7 喫煙場所に講ずべき措置等

- ① 区長及び事業者は、その管理する屋外の喫煙場所について、当該喫煙場所の周囲にいる区民に受動喫煙を生じさせることがないよう必要な措置を講じるものとする。
- ② 区長は、喫煙場所のうち当該喫煙場所の周囲にいる区民に受動喫煙を生じさせることがないよう必要な措置が講じられていると認めるものを指定喫煙場所として指定するものとする。
- ③ 区長は、指定喫煙場所の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。当該指定を取り消し、又は変更したときも、同様とする。

(説明)

- 区、事業者が設置する屋外の喫煙場所については、周囲の区民に受動喫煙を生じさせることがないよう必要な措置を講じるものとします。
- 受動喫煙を生じさせることがないよう必要な措置が講じられていると区長が認めるものは指定喫煙所として指定し、指定・取り消し・変更の際には告示します。

8 指導

- ① 区長は、公共の場所で喫煙をした者に対し、必要な指導をすることができるものとする。
- ② 区長は、事業者が管理する屋外の喫煙場所について、受動喫煙防止に必要な措置が講じられていない場合で、当該喫煙場所の周囲にいる区民に受動喫煙を生じさせないために必要があると認めるときは、当該事業者に対し必要な指導をすることができるものとする。

(説明)

- 公共の場所で喫煙をした者及び事業者が管理する屋外の喫煙場所に受動喫煙防止に必要な措置が講じられていない場合で、周囲の区民に受動喫煙を生じさせないために必要があるときは、当該喫煙所を管理する事業者に対して指導をすることができるものとします。

9 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

(説明)

- この条例の定め以外で条例の施行について必要な事項は、区長が規則等で定めるものとします。